

志木市自動体外式除細動器の管理等に関する要綱

平成25年7月1日

告示第161号

(目的)

第1条 この要綱は、志木市が設置した公共施設における自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の適切な使用と管理を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(管理者の設置)

第2条 AEDを適切に管理するため、AEDを設置する公共施設ごとにAED管理者（以下「管理者」という。）を置く。

2 管理者は、公共施設の所管課長をもってこれに充てる。

(管理者の職務)

第3条 管理者は、所管する公共施設において、新たにAEDを設置する場合、設置場所等を変更する場合及び廃止する場合は、AED設置等届出書（第1号様式）を健康福祉部長に提出しなければならない。

2 管理者は、所管する公共施設の管理運営に従事する者からAED取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を定めるものとする。

3 前項の規定に基づき、管理者が新たに取扱責任者を定めた場合及び変更した場合は、AED取扱責任者届出書（第2号様式）を健康福祉部長に提出しなければならない。

(取扱責任者の職務)

第4条 取扱責任者の職務は、次に掲げるとおりとする。

(1) AEDの日常点検及び定期点検に関すること。

(2) AEDの利用に関すること。

(3) その他AEDの適切な使用と管理に関すること。

(使用報告)

第5条 取扱責任者は、その管理に従事する公共施設においてAEDが使用された場合は、AED使用状況報告書（第3号様式）を健康福祉部長に提出しなければならない。

(研修)

第6条 管理者及び取扱責任者は、市長が定める普通救命講習を受講し、AEDの取扱及び管理に関する技能や知識の習得に努めるものとする。

(庶務)

第7条 AEDの管理等に関する庶務は、健康福祉部健康づくり支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、自動体外式除細動器の管理等に関する必要な事項は、健康福祉部長が別に定める。

附 則

1 市本庁舎の管理者は、第2条第2項の規定にかかわらず、健康づくり支援課長をもつ

て充てる。

2 この告示は、平成25年7月1日から施行する。

AED設置等届出書

(設置・変更・廃止)

年 月 日

志木市長 様

住所又は所在地

管理者

電話番号

印

次のとおりAEDの設置等について報告します。

施設名	
適用年月日	年 月 日
設置場所	
設置形態	購入・リース・寄付・その他()
メーカー	
機器名	
パッドの種類	
パッドの使用期限	年 月 日
バッテリー装着年月	年 月 日(待機寿命 年)
その他	

第2号様式（第3条関係）

AED取扱責任者届出書

（新任・変更）

年 月 日

志木市長 様

住所又は所在地
施設管理者
電話番号

印

次の者をAED取扱責任者とします。

施設名	
AED取扱責任者名・ 職名	
適用年月日	年 月 日
連絡先	

第3号様式（第5条関係）

AED使用状況報告書

年 月 日

志木市長 様

住所又は所在地
施設管理者
電話番号

印

次のとおり、AED を使用しましたので報告します。

使 用 日 時	年 月 日 時 分～ 時 分頃
使 用 場 所	
操 作 し た 者	
使 用 状 況	心肺機能停止傷病者 ○性別 男・女 ○年齢 歳（位） ○使用経過